

公益財団法人川野小児医学奨学財団

2025（令和7）年度 研究助成 若手枠【募集要項】

1. 趣 旨	小児医学の発展を支援するため、小児医学研究者に対して助成金の交付を行う
2. 対象分野	小児疾患の原因究明・診断・治療・予防等に関する基礎医学的研究、臨床医学的研究、および社会医学的研究 ただし、日本国内の研究機関で行う研究に限る
3. 応募資格	<p>申請者が次の要件をいずれも満たすものとする</p> <p>(1) 日本国内の総合大学医学部、医科大学、医学研究機関、医療機関等に所属し、日本国内の所属機関で小児医学研究に従事していること</p> <p>(2) 申請時かつ助成期間中も (1) を満たしていること</p> <p>(3) 2025 年 3 月 31 日時点で、40 歳以下であること ※共同研究者の年齢は問いません</p> <p>(4) 所属する組織の責任者から推薦を受けていること ※推薦者として認められる組織の責任者については、「4. 推薦者」を確認してください ※1 推薦者につき、若手枠への推薦は <u>1 件まで</u>とします。<u>ただし、異なる推薦者であっても次の場合は、合わせて 1 件までの推薦となりますのでご注意ください</u></p> <p>＜大学関係＞ ・同一大学の同一専攻の学部、研究科および施設（大学病院、医学部附属病院、研究センター等）からご推薦いただく場合</p> <p>＜大学関係以外＞ ・本院とその附属施設からご推薦いただく場合</p> <p>(5) <u>2022 年度以降に、当財団の研究助成事業において助成金を受けていないこと</u></p>
4. 推薦者	<p>(1) 大学関係 ① <u>学部・大学院：学部長または研究科長</u> ② <u>①以外：代表責任者（病院長、センター長等）</u></p> <p>(2) 大学関係以外 代表責任者 ※申請時には推薦者からの推薦書（当財団フォーマット）が必要となります</p>
5. 助成内容	<p>(1) 助 成 金 額： 1 件 100 万円を上限</p> <p>(2) 助成金の使途： 研究に要する物品の購入費用およびその研究の推進に必要な費用 ※原則として間接経費は助成の対象になりません ただし、間接経費が必要な場合には、交付希望額に含め明細に記載してください ※助成期間終了後に助成金が余った場合は返還いただきます</p> <p>(3) 交 付 先： 申請者の所属機関の指定銀行口座 もしくは申請者を名義とする指定銀行口座</p> <p>(4) 交 付 時 期： 6 月下旬</p> <p>(5) 助 成 期 間： 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日</p>

6. 応募方法	<p>マイページを登録の上、マイページ内の「研究助成申請フォーム」より次の書類をアップロードする</p> <p>(1) 申請書 (Excel) (2) 推薦書 (PDF) (3) 論文 (PDF)</p> <p>※注意事項※ <申請書類について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) (2) は当財団ウェブサイトよりフォーマットをダウンロードしてください ・(3) は添付がある方はアップロードしてください ・外国籍の方は英文の申請書も可とします <p><マイページについて></p> <p>マイページ登録は当財団ウェブサイトより行うことができます ただし、以下①②のいずれかに当てはまる方はマイページの新規登録は不要です アカウント情報をお伝えしますので、事務局までお問い合わせください</p> <p>① 過去に当財団の「研究助成」「小児医学川野賞」「奨学金給付・貸与」において、助成金や奨学金を受けたり、受賞したことがある</p> <p>② 過去に当財団の研究助成事業にて「マイページ」登録をしたことがある</p> <p><申請方法について></p> <p>申請の前に、当財団ウェブサイト研究助成ページ内の「応募方法の詳細はこちら」をクリックし、申請方法などを必ず確認してください</p>
7. 応募受付期間	2024年9月2日～11月14日17:00まで
8. 利用規約 および 個人情報の取扱	別紙「システム利用規約」および「個人情報の取扱に関する同意条項」に同意した上で、応募すること
9. 選考方法	<p>小児医学の発展を目的とし、11名の選考委員により、選考委員会において多様な観点から選考を行い、理事会で正式に決定する</p> <p>なお、選考に当たっては、小児医学研究のすそ野を広げ発展に寄与するという財団の趣旨から、研究者の多様性や研究者の所属する機関の研究環境も考慮される</p>
10. 採否の通知	2025年3月中に申請者宛に選考結果を通知し、5月の理事会後に交付者に改めて正式通知する
11. 交付者の報告等の義務	<p>(1) 2026年5月31日までに、収支決算報告書および研究経過報告書を提出すること</p> <p>(2) 本研究に関する内容を刊行物に掲載した場合は、当財団の助成による旨を明らかにし、その別刷2部を提出すること</p>
12. 問い合わせ先	<p>公益財団法人川野小児医学奨学財団 事務局</p> <p>電話: 049-247-1717 (平日10時～16時)</p> <p>E-mail: info@kawanozaidan.or.jp</p>

システム利用規約

第1条 利用者の定義

システム（以下「本サービス」という）の利用者とは、公益財団法人川野小児医学奨学財団（以下「当財団」という）が提供する本サービスの利用規約（以下「本規約」という）に同意の上、当財団の定める方法にて登録または申請を行う応募者をいいます。

第2条 本サービスにおける情報の管理

利用者の登録または申請する情報は、暗号化された通信(SSL)で保護され、安全に管理されます。

第3条 メールアドレスおよびパスワードの管理

1. 利用者は、自己が設定するメールアドレスおよび本サービスから発行される URL・パスワード（以下「アドレス・PW」という）の使用・管理についてすべての責任を負うものとします。
2. 利用者は、アドレス・PW を使用して行われた行為について、自己の行為とみなされます。アドレス・PW が第三者によって使用されていることが判明した場合には、直ちに当財団に連絡するものとします。
3. 利用者は、アドレス・PW を第三者に譲渡、貸与、開示してはならないものとします。
4. 利用者は、アドレス・PW の使用に起因する自己、当財団または第三者に生じた損害につき責任を負うものとします。

第4条 禁止事項

当財団は、本サービス利用者の以下各号に該当する行為、または以下各号に該当するとみなされる行為を禁止いたします。

- ① 本サービス利用時の個人情報入力欄に虚偽の事実、実在する第三者の情報、または架空の情報を入力する行為
- ② 本サービスの利用により、当財団または第三者に迷惑、不利益を与える行為
- ③ 有害なコンピュータープログラム等を送信、または書き込む等、利用者へのサービス提供を妨害する、または支障をきたす恐れがある行為
- ④ 本サービスを営利目的で利用する行為
- ⑤ その他、本サービスの不正利用とみなされる行為

第5条 本サービスの保守

当財団は、本サービスの運営を良好に保つために、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に通知を行うことなく、本サービス提供の全部あるいは一部を停止することができるものとします。

- ① 本件システムの点検、修理、補修等のための停止
- ② 通信回線等のインフラストラクチャーの事故による停止
- ③ 不可抗力事由その他当財団の責めに帰すことのできない事由による停止

第6条 免責事項

1. 本サービスの提供、または本サービスの変更、遅延、中止、廃止により利用者が損害を被った場合、当財団は一切の責任を負わないものとします。
2. 当財団は第三者からの不正なアクセス・使用および漏洩・改ざんから情報を守るよう細心の注意を払います。ただし、万が一第三者から不正にアクセス・使用および漏洩・改ざんされた場合であっても当財団は一切の責任を負わないものとします。

第7条 本規約の変更

当財団は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。利用者は、利用の都度、本規約を確認することとし、本規約の変更後に本サービスを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

2024年8月1日制定

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条 個人情報の収集・保有・利用・提供について

応募者は、自己の個人情報の取扱いに関し、次の各項に定める内容に同意するものとします。

1. 当財団は、次の号に定める応募者の個人情報を必要な保護措置を講じた上で収集、保有、利用します。
 - ① 応募者の氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、勤務先、職業・職種、学歴、職歴、研究テーマ等、応募のために当財団に提供した事項
2. 当財団は、応募者および助成金交付者の個人情報を次の各号を目的として利用します。
 - ① 研究助成の応募者の審査に関わる業務
 - ② 助成金交付者決定後の手続きや管理に関する業務
 - ③ 当財団パンフレット、ホームページ、広報誌、事業報告書等への助成金交付者の氏名、勤務先、研究テーマ、コメント等の掲示
 - ④ 研究成果発表会での助成金交付者の氏名、勤務先、研究テーマ、コメント等の公表
 - ⑤ その他、前各号に関連するサービス提供
3. 当財団は、個人情報について、次の各号の場合を除き第三者に開示しないものとします。
 - ① 同条第2項記載の利用目的のために当財団が指定する委託先に対して開示が必要な場合。この場合、当財団が個人情報の保護措置を講じた上で開示いたします。
 - ② 個人情報の保護に関する法律等法令に基づく場合
4. 同条第1項に記載のご提出頂いた個人情報のデータ（以下「個人データ」という）は、必要な作業が終了した時点で適切な方法により破棄処分いたします。

第2条 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

1. 応募者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、当財団が保有する自己に関する個人データに関し、開示、訂正・追加・削除（以下「訂正等」という）または利用停止・消去・第三者提供の停止等（以下「利用停止等」という）するよう請求することができます。
2. 同条第1項の定めにも関わらず、法令に基づき個人データの訂正等もしくは利用停止等が不必要な場合、または訂正等または利用停止等すべき個人データが特定することができない場合、当財団は応募者による訂正等または利用停止等請求に応じられないことがあります。

第3条 本同意条項の変更

当財団は、必要があると認めるときは、応募者への事前の通知を行うことなく、本条項を変更することができるものとします。応募者は、応募の都度、本条項を確認することとし、本条項の変更後に申請した場合は、変更後の条項に同意したものとみなします。

第4条 個人情報に関するお問い合わせ先

公益財団法人川野小児医学奨学財団 事務局

TEL：049-247-1717

E-mail：info@kawanozaidan.or.jp

2020年9月1日制定